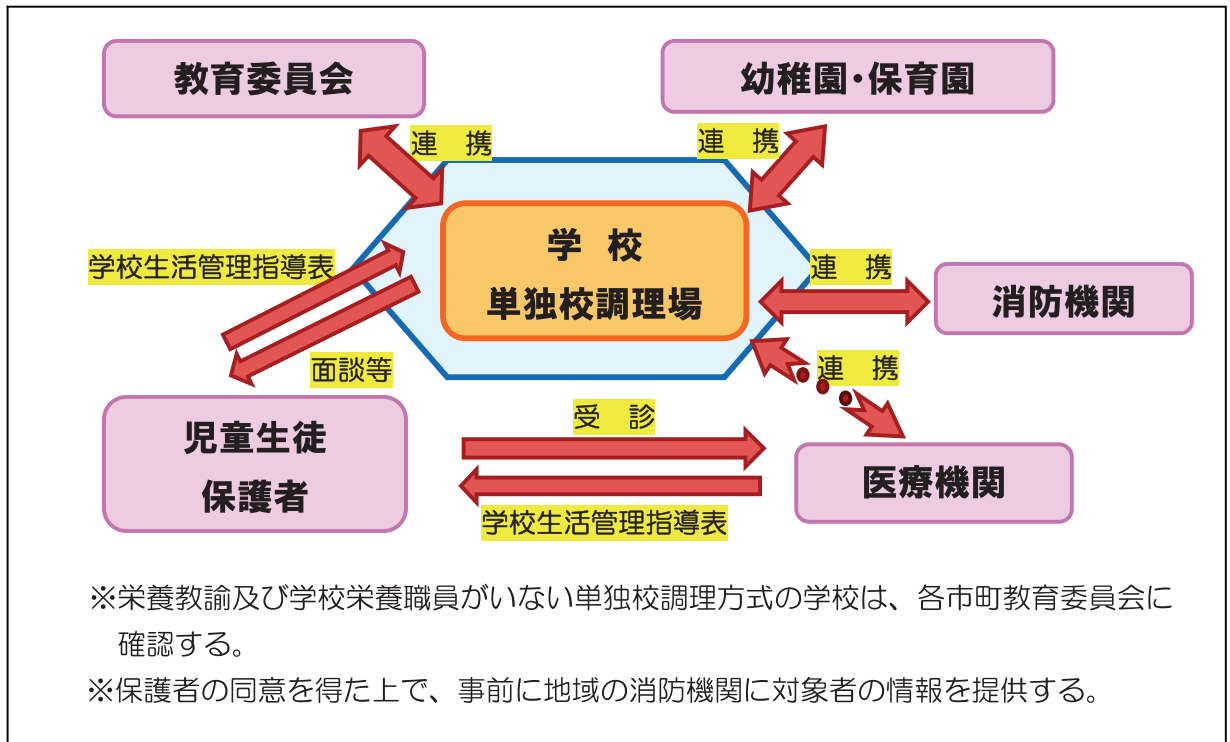


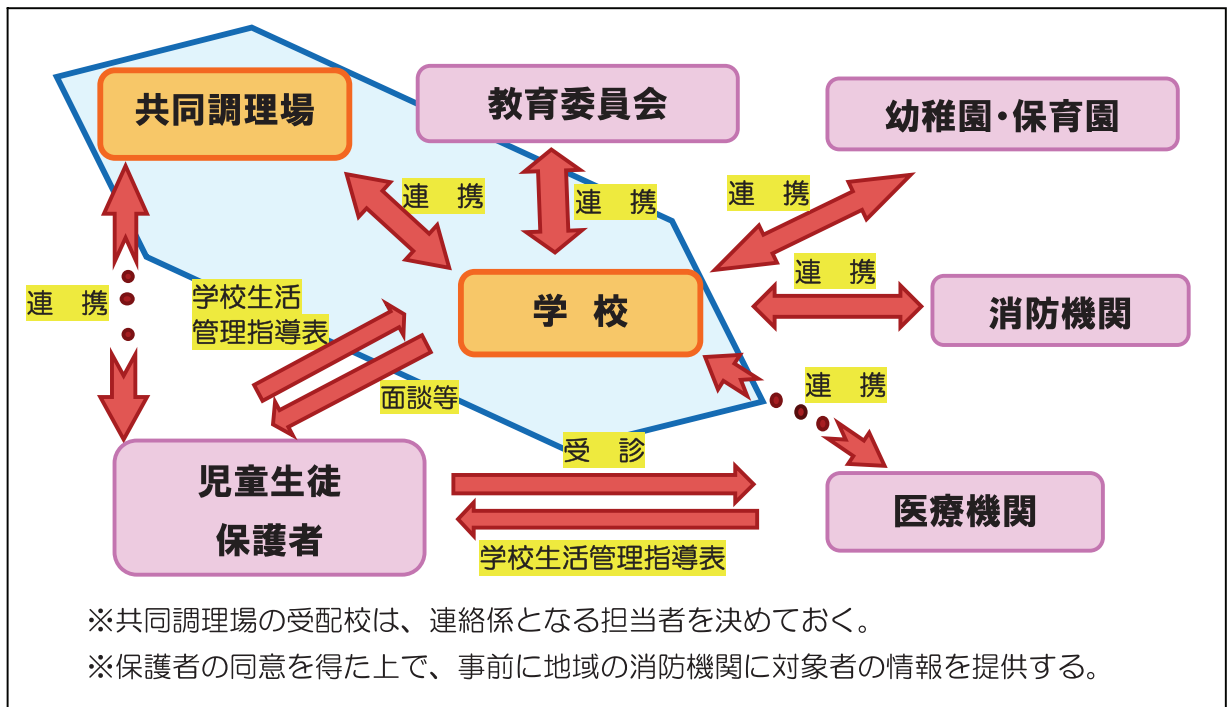
2 学校での連携体制づくり

(1) 単独校調理場の場合

※  食物アレルギー対応委員会



(2) 共同調理場の場合



(3) 食物アレルギー対応委員会

校長を責任者とし、関係者で組織する食物アレルギー対応委員会を、校内に設置する。委員会では、校内の児童生徒の食物アレルギーに関する情報を集約し、様々な対応を協議、決定する。また、校内危機管理体制を構築して、各関係機関と連携し、具体的な対応訓練、校内外の研修等を企画・実施し、参加を促す。

【委員構成例と主たる役割例】

- ◎委員長 ・校長…対応の総括責任者
- 委員 ・副校長 教頭…校長補佐 指示伝達 外部対応
- ・教務主任 主幹教諭…教頭補佐 校内連絡 指示伝達 外部対応
- ・養護教諭…実態把握 主治医や学校医と連携 事故防止
- ・栄養教諭 学校栄養職員…給食調理 運営の安全管理、事故防止
- ・保健主事…教務主任、主幹教諭、養護教諭、栄養教諭等の補佐
- ・給食主任…栄養教諭等の補佐 各学級における給食時間の共通指導徹底
- ・関係学級担任 学年主任…安全な給食運営 保護者連携 事故防止

※各委員は相互に緊密な情報交換並びに連携を図る。

※必要に応じて、委員会に、主治医、学校医、共同調理場長、教育委員会の担当者、調理員の代表、関係保護者等を加える。

※ は、学校給食の食物アレルギー対応において、中心的役割を担う委員を示す。